

## 計算書類に関する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
    - 「仁木本部」
    - 「小樽本部」
  - イ 銀山学園拠点（社会福祉事業）
    - 「施設入所支援」
    - 「生活介護」
    - 「短期入所」
    - 「日中一時支援」
    - 「共同生活援助」
  - ウ 大江学園拠点（社会福祉事業）
    - 「施設入所支援」
    - 「生活介護」
    - 「短期入所」
    - 「日中一時支援」
  - エ えんれいそう（社会福祉事業）
    - 「通所介護」
    - 「介護予防通所介護」
    - 「生きがい活動支援」
  - オ ふきのとう・陽だまり（社会福祉事業）
    - 「共同生活援助」
    - 「就労継続支援B型」

- カ にき拠点（社会福祉事業）  
「計画相談支援」
- キ 和光学園拠点（社会福祉事業）  
「施設入所支援」  
「生活介護」  
「短期入所」  
「日中一時支援」
- ク さぼーとひろば拠点（社会福祉事業）
- ケ 小樽市さくら学園拠点（社会福祉事業）
- コ シェアリング和光拠点（社会福祉事業）  
「就労継続支援B型」
- サ ウイリング和光拠点（社会福祉事業）  
「生活介護」
- シ ウエルサポート和光拠点（社会福祉事業）  
「就労移行支援」  
「就労継続支援B型」  
「就労定着支援」  
「地域活動支援センター」
- ス にじ拠点（社会福祉事業）  
「共同生活援助」
- セ 就業生活支援センター拠点（公益事業）  
「雇用安定事業」  
「生活支援事業」
- ソ 共生型生活支援センター拠点（公益事業）

#### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	113,107,641	2,756,488		115,864,129
建物	2,297,880,606	21,344,203	157,656,753	2,161,568,056
合計	2,410,988,247	24,100,691	157,656,753	2,277,432,185

#### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

ウイリング和光拠点区分において、車両運搬具（ハイゼットカーゴ）1台を売却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1円を取り崩した。

#### 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	115,864,129	0	115,864,129
建物（基本財産）	4,733,997,248	2,572,429,192	2,161,568,056
土地	90,474,929	0	90,474,929
建物	239,850,251	218,181,267	21,668,984
構築物	295,607,707	231,154,516	64,453,191
機械及び装置	89,551,370	43,686,894	45,864,476
車両運搬具	48,880,932	41,612,111	7,268,821
器具及び備品	189,309,177	155,542,339	33,766,838
有形リース資産	15,774,192	7,155,060	8,619,132
建設仮勘定		0	0
権利	1,145,754	0	1,145,754
ソフトウェア	4,886,085	4,784,871	101,214
差入保証金	506,700	0	506,700
合計	5,825,848,474	3,274,546,250	2,551,302,224

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

徴収不能引当金は計上していない。

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	316,870,378		316,870,378
立替金	275,360		275,360
合計	317,145,738	0	317,145,738

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

### 11. 重要な偶発債務

該当なし

### 12. 重要な後発事象

該当なし

### 13. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

### 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・令和4年2月末をもって銀山学園拠点区分のレストランふれあい事業を廃止した。

## 計算書類に関する注記（本部拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 本部拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
  - ア 仁木地区
  - イ 小樽地区
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
  - ア 仁木地区
  - イ 小樽地区

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,194,900		238,979	955,921
合計	1,194,900	0	238,979	955,921

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	11,949,000	10,993,079	955,921
土地	2,689,500	0	2,689,500
建物	21,350,000	21,349,998	2
構築物	889,800	87,894	801,906
器具及び備品	1,322,250	572,100	750,150
権利	454,744	0	454,744
合計	38,655,294	33,003,071	5,652,223

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,237,540	0	5,237,540
合計	5,237,540	0	5,237,540

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（銀山学園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 銀山学園拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）
  - ア 施設入所支援
  - イ 生活介護
  - ウ 短期入所
  - エ 日中一時支援
  - オ 共同生活援助
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
  - ア 施設入所支援
  - イ 生活介護
  - ウ 短期入所
  - エ 日中一時支援
  - オ 共同生活援助

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	24,205,754			24,205,754
建物	991,194,580	275,000	64,621,431	926,848,149
合計	1,015,400,334	275,000	64,621,431	951,053,903

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	24,205,754	0	24,205,754
建物（基本財産）	1,921,693,606	994,845,457	926,848,149
土地	75,250,807	0	75,250,807
建物	37,681,183	37,200,438	480,745
構築物	118,315,892	90,308,905	28,006,987
機械及び装置	46,408,179	11,281,624	35,126,555
車両運搬具	19,819,855	15,059,723	4,760,132
器具及び備品	53,840,101	46,020,284	7,819,817
有形リース資産	11,421,648	6,118,740	5,302,908
権利	464,270	0	464,270
合計	2,309,101,295	1,200,835,171	1,108,266,124

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	104,776,356	0	104,776,356
合計	104,776,356	0	104,776,356

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

令和4年2月末をもってレストランふれあい事業を廃止した。

## 計算書類に関する注記（大江学園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 大江学園拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
  - ア 施設入所支援
  - イ 生活介護
  - ウ 短期入所
  - エ 日中一時支援
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
  - ア 施設入所支援
  - イ 生活介護
  - ウ 短期入所
  - エ 日中一時支援

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	24,322,284			24,322,284
建物	150,468,907	10,136,303	9,800,107	150,805,103
合計	174,791,191	10,136,303	9,800,107	175,127,387

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし



## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	24,322,284	0	24,322,284
建物（基本財産）	565,716,468	414,911,365	150,805,103
土地	7,248,946	0	7,248,946
建物	60,226,460	59,627,274	599,186
構築物	11,466,400	11,279,492	186,908
機械及び装置	15,984,020	12,950,676	3,033,344
車両運搬具	19,355,844	17,018,755	2,337,089
器具及び備品	36,702,809	33,934,725	2,768,084
権利	150,300	0	150,300
ソフトウェア	1,037,925	1,037,925	0
合計	742,211,456	550,760,212	191,451,244

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	44,914,551	0	44,914,551
合計	44,914,551	0	44,914,551

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（えんれいそう拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) えんれいそう拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
  - ア 通所介護
  - イ 介護予防通所介護
  - ウ 生きがい活動支援
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
  - ア 通所介護
  - イ 介護予防通所介護
  - ウ 生きがい活動支援

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	29,480,709	0	1,625,986	27,854,723
合計	29,480,709	0	1,625,986	27,854,723

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	69,099,530	41,244,807	27,854,723
車両運搬具	4,800,000	4,799,998	2
器具及び備品	9,516,210	9,245,670	270,540
ソフトウェア	906,900	906,900	0
合計	84,322,640	56,197,375	28,125,265

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,861,916	0	2,861,916
合計	2,861,916	0	2,861,916

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に関する注記（ふきのとう・陽だまり拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) ふきのとう・陽だまり拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）
  - ア 共同生活援助
  - イ 就労継続支援B型
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
  - ア 共同生活援助
  - イ 就労継続支援B型

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	4,304,015			4,304,015
建物	176,658,037		13,293,859	163,364,178
合計	180,962,052	0	13,293,859	167,668,193

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	4,304,015	0	4,304,015
建物（基本財産）	337,802,693	174,438,515	163,364,178
土地	1,304,659	0	1,304,659
建物	56,015,000	56,014,998	2
構築物	17,337,436	13,365,935	3,971,501
機械及び装置	8,060,226	7,951,666	108,560
車両運搬具	2,171,590	1,999,994	171,596
器具及び備品	15,404,062	13,096,593	2,307,469
合計	442,399,681	266,867,701	175,531,980

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	24,643,799	0	24,643,799
合計	24,643,799	0	24,643,799

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（にき拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) にき拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）は省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	255,200	85,066	170,134
差入保証金	7,700	0	7,700
ソフトウェア	1,207,500	1,207,500	0
合計	1,470,400	1,292,566	177,834

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,500,279	0	5,500,279
合計	5,500,279	0	5,500,279

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（和光学園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 和光学園拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
  - ア 施設入所支援
  - イ 生活介護
  - ウ 短期入所
  - エ 日中一時支援
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
  - ア 施設入所支援
  - イ 生活介護
  - ウ 短期入所
  - エ 日中一時支援

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	338,903,186	4,684,900	30,745,935	312,842,151
合計	338,903,186	4,684,900	30,745,935	312,842,151

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし



## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	916,618,488	603,776,337	312,842,151
土地	3,981,017	0	3,981,017
建物	11,029,908	6,677,804	4,352,104
構築物	111,484,275	104,445,610	7,038,665
機械及び装置	9,024,337	9,024,330	7
車両運搬具	420,000	419,999	1
器具及び備品	16,720,255	15,749,979	970,276
権利	76,440	0	76,440
ソフトウェア	759,600	759,600	0
合計	1,070,114,320	740,853,659	329,260,661

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	78,845,663	0	78,845,663
合計	78,845,663	0	78,845,663

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（さぼーとひろば拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) さぼーとひろば拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,139,327	791,613	347,714
合計	1,139,327	791,613	347,714

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,915,420	0	6,915,420
合計	6,915,420	0	6,915,420

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に関する注記（小樽市さくら学園拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 小樽市さくら学園拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	196,900	6,596	190,304
構築物	299,800	299,799	1
器具及び備品	265,264	155,054	110,210
有形リース資産	4,352,544	1,036,320	3,316,224
合計	5,114,508	1,497,769	3,616,739

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	177,450	0	177,450
合計	177,450	0	177,450

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に関する注記（シェアリング和光拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) シェアリング和光拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	17,403,235			17,403,235
建物	255,245,810	1,287,000	15,242,780	241,290,030
合計	272,649,045	1,287,000	15,242,780	258,693,265

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	17,403,235	0	17,403,235
建物（基本財産）	271,732,476	30,442,446	241,290,030
構築物	18,969,817	3,765,062	15,204,755
機械装置	9,495,008	1,899,000	7,596,008
車両運搬具	2,313,643	2,313,642	1
器具及び備品	30,500,859	18,056,336	12,444,523
合計	350,415,038	56,476,486	293,938,552

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	22,400,580	0	22,400,580
立替金	54,440	0	54,440
合計	22,455,020	0	22,455,020

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（ウイリング和光拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) ウイリング和光拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	13,200,000			13,200,000
建物	51,065,099		4,028,504	47,036,595
合計	64,265,099	0	4,028,504	60,236,595

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

車両運搬具（ハイゼットカーゴ）1台を売却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1円を取り崩した。

### 6. 担保に供している資産

該当なし



## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	13,200,000	0	13,200,000
建物（基本財産）	165,363,142	118,326,547	47,036,595
構築物	259,063	116,577	142,486
機械及び装置	289,800	289,799	1
器具及び備品	5,550,386	5,031,638	518,748
合計	184,662,391	123,764,561	60,897,830

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	14,736,417	0	14,736,417
合計	14,736,417	0	14,736,417

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に関する注記（ウエルサポート和光拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) ウエルサポート和光拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）
  - ア 就労移行支援
  - イ 就労継続支援B型
  - ウ 就労定着支援
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
  - ア 就労移行支援
  - イ 就労継続支援B型
  - ウ 就労定着支援

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	65,119,719	4,961,000	4,115,512	65,965,207
合計	65,119,719	4,961,000	4,115,512	65,965,207

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	148,849,000	82,883,793	65,965,207
建物	1,730,400	1,439,500	290,900
構築物	3,412,500	1,636,467	1,776,033
機械及び装置	289,800	289,799	1
器具及び備品	2,284,295	1,644,190	640,105
差入保証金	180,000	0	180,000
ソフトウェア	488,160	430,956	57,204
合計	157,234,155	88,324,705	68,909,450

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,938,749	0	10,938,749
立替金	250	0	250
合計	10,938,999	0	10,938,999

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（にじ拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) にじ拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊿)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊿)）は省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	29,672,353	2,756,488		32,428,841
建物	238,549,659		13,943,660	224,605,999
合計	268,222,012	2,756,488	13,943,660	257,034,840

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	32,428,841	0	32,428,841
建物（基本財産）	325,172,845	100,566,846	224,605,999
建物	1,166,400	554,962	611,438
構築物	12,772,724	5,578,542	7,194,182
器具及び備品	15,808,159	11,159,091	4,649,068
ソフトウェア	486,000	441,990	44,010
差入保証金	319,000	0	319,000
合計	388,153,969	118,301,431	269,852,538

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	23,763,120	0	23,763,120
立替金	220,670	0	220,670
合計	23,983,790	0	23,983,790

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に関する注記（就業生活支援センター拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金—債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 就業生活支援センター拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
  - ア 雇用安定事業
  - イ 生活支援事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
  - ア 雇用安定事業
  - イ 生活支援事業

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

7. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	24,018,634	0	24,018,634
合計	24,018,634	0	24,018,634

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に関する注記（共生型生活支援センター拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法  
建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法  
有形リース資産 — リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金 — 一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金 — 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・徴収不能引当金 — 債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度  
一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 共生型生活支援センター拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし



## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	50,454,000	35,309,697	15,144,303
構築物	400,000	270,233	129,767
合計	50,854,000	35,579,930	15,274,070

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	121,133	0	121,133
合計	121,133	0	121,133

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし